

令和7年第1回(3月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月13日 (採決)

令和7年 第1回 定例会 会議録

日時 令和7年3月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	松 熊 大
都市整備課長	堀 雅 仁	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	藤 幸 三
社会教育課長	横 内 綾 子	監査委員事務局長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

それではただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは日程に従い、議事を進行いたします。

日程第１、議案第１号「専決処分の承認を求めることについて（専決第１６号）〔令和６年度篠栗町一般会計補正予算（第１０号）について〕」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第１号「専決処分の承認を求めることについて（専決第１６号）〔令和６年度篠栗町一般会計補正予算（第１０号）について〕」、本議案は、物価高騰対応重点支援給付金事業実施のため、令和６年度篠栗町一般会計補正予算（第１０号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１億４，０８１万９，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１５２億７３６万円とするものであります。

歳出における主な事業では、民生費、物価高騰対応重点支援給付費に１億３，６００万円を増額。

主な歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億４，０８１万９，０００円を増額補正するものです。

また、繰越明許費として、物価高騰対応重点支援給付金事業１億４，０８１万９，０００円を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め決定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について〕」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について〕」、本議案は、令和6年12月22日に発生した庁舎漏水事故復旧のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,446万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ152億2,182万6,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費、庁舎漏水事故対応工事に578万6,000円。

戸籍システム関連機器設置業務委託に385万円を増額。

主な歳入では、地方交付税1,446万6,000円を増額補正するものです。

また、繰越明許費として、戸籍システム関連機器設置業務委託385万円を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） 変更なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第2号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第5号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第5号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」本議案は、令和6年の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

主な改正の内容は、令和6年の人事院勧告による期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを年間の給与に反映させたものと、給料表改定の概要です。

一般職では、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引上げ、議会議員及び特別職では、期末手当の支給月数3.45月分に引上げを行うものです。

給料表の改定につきましては、若年層に重点を置いて、給料月額が引上げられます。

改正条例は公布の日から施行ですが、給料表の改定については、令和6年4月1日に遡って適用されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」本議案は、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、乳幼児に対する食事の提供に当たって、家庭的保育事業等に求めている、必要な配慮について見直しを行うもので、乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士について必要な配慮とするものであります。

なお、本条例は令和7年4月1日から施行されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号「財産の取得について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第7号「財産の取得について」本議案は、小学校の特別支援教室増加に伴う備品の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は小学校特別支援教室増加に伴い備品の購入を行うため、取得する財産は小学校備品一式で、契約金額は710万6,000円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は福岡県筑紫野市紫2丁目2番10号、株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原 日出男 であります。

執行部の説明では令和7年度町立小学校に特別支援教室を増加することに伴い、教卓、教師用の机、椅子など、必要な備品を配備するものと説明がありました。

なお、納期については、令和7年3月28日でございます。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介をします。

「当該備品は一括購入することで安価になるのか」との質問に対し、「一括購入することで値引き等の企業努力がありメリットがある」との回答でございました。

また、「入札のための仕様書はどこが作成するのか」との質問に対し、「学校教育課で教室に適合したものを選定し同等品以上のものを指定している」との回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。
本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第8号、字の区域の変更及び町丁目の区域の設定について、本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

内容は、大字尾仲、大字若杉、大字和田の一部区域を廃止し、新たに尾仲1丁目から尾仲8丁目までの町（丁目）の区域を設定するものであります。

実施日は、尾仲1丁目から尾仲3丁目を令和7年11月1日土曜日。

尾仲4丁目から尾仲8丁目を令和8年11月7日土曜日に実施する予定とのことであります。

執行部よりアンケート調査について説明がありましたので、報告をいたします。

住民説明会開催後に全戸配布し回収率31.7%、集計結果では尾仲92.02%、2番目に勢門2.72%のことであります。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範）ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第9号「町道の認定について」 本議案は、宅地開発により造成された道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものです。

認定路線名は、和田地区87号線、和田地区88号線、和田地区89号線、和田地区95号線までの、4路線です。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第9号は委員長の報告通り可決されました。

日程第8、議案第10号「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第10号「町道の路線変更について」 本議案は、現地確認により既存道路の終点並びに延長及び幅員が変更となったため、道路法第10条第2項及び同条第3項の規定により、路線を変更するため、議会の議決を求められたものです。

変更路線名は和田地区4号線です。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） 委員長すいません今のところ、篠栗地区4号線の間違いではないでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 失礼しました。

篠栗地区4号線です。読み間違えまして申し訳ございません。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」、本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号の規定により免除することについて、同条第3項の規定により、議会の同意を求められたものです。

工事名は津波黒地区水路浚渫工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は津波黒区水利組合、免除する受益者負担額は12万6,500円です。

執行部の説明で、実施理由について津波黒地区内の特別養護老人ホームに隣接する農業用水路が土砂で堆積しており、大雨時に一部冠水して、施設入居者等をはじめ、周辺の方の安全な避難等を確保する上で対策工事が必要になったとのことで、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号の町が防災等の目的により工事を行うときの規定に基づき免除し、受益者負担額は工事費の100分の10とのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので、説明をいたします。

「免除の理由が防災上の観点であれば、今回の農業用水路に適用する判断の理由は」、との質問があり、

「北側が山であることから雨水などと一緒に土砂が大量に流れ込んでいるため、防災の観点から当該工事を行った」との回答がございました。

また、「当該水路を管理者が日常から使用管理していれば、これほど土砂が堆積することはないのではないと思うが、当該水路は必要か」との質問があり、「この水路は下流域に田んぼがあるため農業用水路として利用されていることから、当該条例の規定を適用している。しかし、地域の農業従事者の方が高齢化しており担い手がない状況もあり、地域の現状に柔軟に対応することが必要であるため、今後、地域の方々と連携を密にしながら協議し、持続可能な農業用施設の維持に努めていく」との回答がございました。

さらに、「町内には使用されず同様に管理されていない農業用水路が少なからずあると思う、使用管理していない水路について、権利の放棄を条件に町の管理に移行するなど施策を考えるべきでは」との要望があり、「篠栗町土木工事負担金徴収条例は昭和43年に制定されているが、年数がたち現状を鑑みると今後改正が必要と感じている。大雨が降ると水路に土砂が堆積するが、特に上流域の井堰で堆積すると町内全域に影響を及ぼすため、受益者負担を徴収する相手の限定が非常に難しく苦慮するため、当該条例の改正にも取り組む」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号「農業施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第12号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」、本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号の規定により免除することについて、同条第3項の規定により議会の同意を求められたものです。

工事名は宮田井堰取水ゲート整備工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は和田区水利組合、免除する受益者負担金額は1万1,880円です。

執行部の説明で実施理由について、取水ゲートが経年経過により開閉できなくなり営農の支障を来しており、機体及び開閉装置の整備工事が必要になったとのことで、多々良川可動井堰に関する施設管理協定第6条により、適用除外施設として受益者負担を免除することが定められているため、当該工事費23万7,600円の100分の5である1万1,880円を免除するとのことです。

当委員会で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第12号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第13号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第12号）について」、本議案は、既定の予算総

額から歳入歳出それぞれ6億1,589万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億592万9,000円とするものであります。

予算の内容といたしまして、主な歳出では、増額については、障がい児保育事業補助金1,422万6,000円、総合保健センター運営費1,854万1,000円ため池耐震診断業務委託1,191万円などを増額し、減額については、ふるさと納税寄附金事業費2億7,900万円。

児童手当1億7,933万5,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金8,087万9,000円などを減額するもの。

続いて、主な歳入では、増額については、地方交付税1億1,350万6,000円、財産収入2億9,331万7,000円などを増額し、減額については、国庫支出金1億5,922万1,000円、寄附金5億4,877万3,000円、繰入金2億6,119万2,000円などを減額するもの。

併せて、給与条例改正に伴う人件費を6,867万8,000円の増額補正、入札執行残及び経費節減等の執行残の減額補正でございます。

繰越明許費の補正として、庁舎耐震補強及びその他の改修事業ほか4件で総額3億5,250万6,000円を追加するもの。

債務負担行為の補正として、業務量調査業務委託（令和7年度）356万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金（令和7年度から令和25年度）6,548万8,000円を追加するもの。

地方債の補正として、一般補助施設整備等事業2,020万円を追加し、地方債の限度額の変更として、公共事業等に2,880万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業750万円、緊急防災・減災事業6億3,850万円、学校教育施設等整備事業3,960万円、脱炭素化推進事業6,790万円にそれぞれ変更するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果、全員賛成です。

よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第14号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」 本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,359万9,000円とするものでございます。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費216万7,000円の減額及び医療費等療養諸費1億6,700万円の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

ここでお断り申し上げます。

先ほどまでの採決に、この部分で「採決は押しボタンにより行います。」という文言が欠落しておりましたので挿入させていただきます。

では、採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第15号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ96万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,771万9,000円とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費128万5,000円増額し、保険料負担金の確定に伴う補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第16号「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」、本議案は、既決の予算

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出178万8,000円を増額し、収益的支出の総額を5億8,604万円とし、収益的支出額に対し5,917万8,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費178万8,000円の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第17号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

○議長（荒牧 泰範） 栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第17号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」、本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から収益的支出

115万4,000円を増額し、収益的支出の総額を8億8,263万1,000円とし、収益的支出額に対し854万9,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費115万4,000円の補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第 17 号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第 16、議案第 18 号「令和 7 年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 18 号「令和 7 年度篠栗町一般会計予算について」、本議案は、令和 7 年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 145 億 3,181 万 1,000 円とするものであります。

前年度当初予算に対し 18 億 1,002 万 8,000 円の増額となっております。

主な増額要因は、児童手当、保育所運営費委託料、自立支援サービス給付、ギガスクール端末購入費、小学校屋内運動場長寿命化改修工事、キッズドリーム幼稚園増改築補助金、記念体育館空調工事、彩り台恒久法面对策工事、消防自動車購入費などであります。

また、主な減額要因は、ふるさと寄附金返礼品及び公債費の減少などであります。

債務負担行為について、福祉総合計画策定業務委託（令和 7 年度から令和 8 年度）に 1,669 万 7,000 円。

児童館指定管理（令和 8 年度から令和 12 年度）に 5 億 4,726 万円。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証（令和 7 年度）

総額 4 億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計。

教育施設照明 LED 化リース（篠栗中学校）（令和 7 年度から令和 17 年度）に 5,280 万円。

教育施設照明 LED 化リース（総合運動公園）（令和 7 年度から令和 17 年度）に 9,504 万円が計上されております。

地方債について、地方債の限度額は、防災対策事業、社会福祉施設整備事業のほか、合計7件の事業債で総額11億3,930万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

なお、横山議員より、予算修正の動議があり、予算の修正案が横山議員提出（賛成者）浦野議員、門馬議員の3名により、彩り台恒久法面对策工事について、北地区産業団地の地滑りの原因が設計施工ミスなのかは自然災害なのか、不透明のまま当該工事を施工することは、第2の被害が発生する可能性があるため、原因究明後に、その調査結果をもとに工事を行うことが先決ではないかとのことで、当該費用1億2,060万2,000円を削減する修正案が提出されました。

修正案に対しての質疑及び討論はありませんでした。

その後、予算原案について討論を行いました。討論はありませんでした。

当委員会において慎重審査の上、予算修正案の採決の結果、賛成少数で否決され、原案のとおり可決しております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ではまず反対の討論の方。

はい、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

以下の理由で反対いたします。

本予算内に、彩り台恒久法面对策工事約1億2,000万円を投じ、地滑りにて崩落した箇所を補修する工事が計上されております。

この崩落箇所は、当初行った補強工事や設計ミスによる補強不十分なものであったのか。それとも基準にのっとりしっかりとした補強された状態で崩落したのか。執行部の説明では明らかになっておりません。

前者であれば、補強工事が不十分であったとして、設計施工会社に追及し、補強しなければいけませんが、後者であった場合、基準を満たした工事だけでは不十分となり、今回予算で上げた工事を行ったところ、また同様に崩落する可能性も十分に考えられます。

今回補強を行おうとしている工事箇所が、最初から必要であったのか否か。執行部自体が原因を把握しきれていない中で、補強工事を行うことは、新たな問題を生じる恐れがございます。

まずは確信を持てるまで、原因究明を最優先し、その後、工事内容を決めるべきだとし、反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に賛成の討論のある方。

太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

議案第18号に賛成の立場で討論いたします。

この議案は、令和7年度一般会計の予算です。

北地区産業団地内の法面の一部に地滑りがあり、その対策工事について、様々な意見がありますが、法面に面する事業用地の進出企業も決まり、今後、計画も進まれると思われることから、一連の調査・対策工事を連続して行い、早期に工事を完結し、企業の建築工事に影響を与えないことが、町の責任だと考えます。工事の万全を期さなければならないことは、いつの時点でも同じで、対策工事をとめる必要はないと思います。

また、この議案は、令和7年度の住民サービスの大切な予算でとめることは考えられません。

したがって、私は、議案第18号に賛成いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

はい、浦野委員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

令和7年度篠栗町一般会計予算には、彩り台恒久法面对策工事として、

1億2,060万2,000円が計上されています。

これは、北地区産業団地事業用地2の北側及び西側法面の滑りか所に恒久的な対応が必要であるとのことであります。

しかしながら、産業団地造成において、地震や豪雨に対し、安全性を担保するものとして、県への許可申請及び完了報告があり、これによって安全性に問題はないとの執行部の説明であります。であれば、今回のような地滑りなど起こるはずもないと考えます。

しかし、実際には地滑りが発生しており、設計か施工段階において瑕疵があったものではないかと考えます。

あるいは設計・施工に問題がないのであれば、産業団地自体がそもそも耐久性のない土地であると予測されます。

また執行部は、原因調査しながら、並行して対策工事を行うとのことであれば、原因究明がされてこそ対策工事の内容が決定できるものであると考えます。

そのため、調査と対策工事を並行して行うことは到底納得できないところであります。

以上により、原因調査を最優先に行うべきと考え、この一般会計予算案に反対いたします。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良であります。

一般会計予算に反対いたします。

本予算内の彩り台恒久法面对策工事、約1億2,000万円を投じて行うものでありますが、まず今回の予算委員会の中での質疑応答を聞き、計画当初時点でのボーリングも含めた調査が、不十分なものであつ

たと感じ、また、地滑りを起こした後の調査会社によるボーリング調査結果においても、執行部による説明が曖昧で到底納得できるものではなく、不十分な調査からの設計ミスで甘い施工になり、地滑りが起きたものとも考えられます。

よって、今回約１億２，０００万円をかけての補修工事を行っても、再び同じか所、もしくは、別のか所での事故が起こる可能性もあり、極めて危険だと思います。

まずは、できるだけ早急に確かな原因を明らかにした上で、工事に移るべきとしまして、この予算案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

討論はないようですので、終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は賛成多数です。

よって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第１９号「令和７年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第１９号「令和７年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」本議案は、令和７年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ

２億７億３，７８５万９，０００円とするもので、前年度当初予算額に対し
２億８４３万７，０００円の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費１億５，０２３万５，０００円、国民健康保険事業費納付金６億８，３８５万円で、歳入の主なものは、国民健康保険税４億５，２７０万５，０００円、保険給付費等交付金の県補助金１億９，８９５万９，０００円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第20号「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ

5億6,525万1,000円とするもので、前年度当初予算額に対して

3,512万8,000円の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億3,832万円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億1,498万1,000円、一般会計繰入金

1億5,025万4,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンによる行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長(荒牧 泰範) 変更はございませんか。

(なし)

○議長(荒牧 泰範) なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで概ね1時間がたちましたので休憩に入りたいと思います。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

○議長(荒牧 泰範) 宣告前ですが、全員おそろいですので再開いたします。

日程第19、議案第21号「令和7年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第21号「令和7年度篠栗町水道事業会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は6億4,560万5,000円に対し、支出の予定額は6億2,967万4,000円となり、1,593万1,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額1億8,731万円に対し、支出の予定額を3億1,164万1,000円とし、資本的支出額に対し不足する

1億2,433万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億629万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,804万1,000円で補填されます。

次に、第5条において、継続費について、第1浄水場設計・建設工事費として、令和7年度0円、令和8年度1億7,050万円、令和9年度1億6,000万円、令和10年度1億4,600万円の、4年間合計2億7,650万円の継続費を計上されております。

次に、第6条において、債務負担行為について、第1浄水場 運転維持管理業務委託、令和9年度から令和25年度、1億2,290万円を計上されております。

最後に、第7条において、企業債について、企業債の限度額は、配水管及び施設等建設改良工事費1億8,731万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号「令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は8億8,575万9,000円に対し、支出の予定額は8億8,202万2,000円となり、373万7,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額を3億6,715万9,000円に対し、支出の予定額を5億8,585万1,000円とし、資本的支出額に対して不足する

2億1,869万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,138万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額658万6,000円、減債積立金6,072万円で補填されます。

最後に、第5条において、企業債について、企業債の限度額は、流域下水道事業債5,680万円、資本費平準化債1億5,000万円、下水道事業債特別措置分3,800万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２１、議案第２３号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第２３号「財産の処分について」本議案は、令和６年９月２０日に買戻しを行った篠栗北地区産業団地事業用地６において、工場等の用地として、売却することについて、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在地は、篠栗町彩り台３４６番１４。地積は、５，４５９平方メートル。売却金額は、２億８，７０６万７，８７１円。売却方法は、随意契約。売却の相手先は、福岡市東区松島五丁目１７番２５号、アトム株式会社 代表取締役 花田 利喜 であります。

当該用地の売却の相手方であるアトム株式会社は、１９８５年に設立された食肉事業や食品加工事業、外食事業等をなされている会社で、近年では「とんかつあんず」や直売所等の店舗を国内外に多数展開もされているとのことであります。

令和６年８月の臨時会において、事業用地２を、財産の処分売却した同一の相手先であります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介をいたします。

「事業用地２と６で本社機能と附属の工場ということであるが両方とも工場になるのか」との質問に対し、「当初、事業用地２は工場のみ予定でしたが、今回の案件により、事業用地２において本社機能及び工場で大がかりなものになり、事業用地６では物品販売及びレストランなど、建築する計画になってい

る」との回答でありました。

また、「特約条項の内容は、すぐに移転することが難しい記載になっているが購入相手との協議で進出の目途はどうなっているのか」との質問に対し、「事業用地２を売却の際は３年を目途にとのことであったが、今回の件にて本社機能を付随することになり、大がかりになることから計画の練り直しとのことであり、事業用地２の進出見込みは令和８年１２月を考えているとのことであるが、若干遅れることも視野にあり、事業用地６はその後になる見込みである」との回答でありました。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２、発議第１号「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は、全員協議会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第３９条第２項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思いますこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をいたさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 朗読いたします。

発議第1号篠栗町議会 議長 荒牧 泰範 殿、「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会 会議規則（昭和39年議会規則（第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月3日、（提出者）篠栗町議会 議員 古屋宏治。

（賛成者）篠栗町議会 議員 今長谷武和、村瀬敬太郎、栗須信治、品川静、横山和輝、門馬良、太郎良、吉本文枝、浦野雅幸、崎山佐穂。

（提出理由）「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、所要の規定を整備するため。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの発議に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで「私の一身上のことにつきまして」を議題といたしたいと思いますので、つきましては、議長の職務を副議長と交代させていただきます。

副議長、議長席へお着きください。

○副議長（古屋 宏治） はい、ただいま議長から通告がありましたとおり、私が議長の代役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいま荒牧議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長の辞職について」の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、「議長の辞職について」の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１、「議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、荒牧議長の退場を求めます。

議会事務局長に辞職願の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 辞職願、今般議長としてこれまで職務に全力を尽くしてまいりましたが、議会のさらなる発展のためには新たな視点やリーダーシップが必要と考え任期途中でありますが、ここで後進に道を譲ることが最善であると判断いたしました。

つきましては、篠栗町議会議長を辞職いたしたいもので、許可することを願い出ます。

令和７年３月１３日、篠栗町議会副議長 古屋宏治 殿、篠栗町議会 議長 荒牧泰範。

以上でございます。

○副議長（古屋 宏治） お諮りします。

荒牧議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、荒牧議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

荒牧議員の入場を求めます。

荒牧議長の辞職については許可することに決定いたしました。

報告を終わります。

ただいま、議長が欠けましたのでお諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第２、選挙案第１号「篠栗町議会議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（古屋 宏治） ただいまの出席議員は１２名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に、崎山佐穂議員、浦野雅幸議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票用紙に記入をしてください。

はい、投票箱の点検を行います。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（水江 靖浩） 1 番、崎山佐穂議員。

2 番、浦野雅幸議員。

3 番、吉本文枝議員。

4 番、門馬良議員。

5 番、太郎良瞳議員。

6 番、横山和輝議員。

7 番、品川静議員。

8 番、古屋宏治議員。

9 番、栗須信治議員。

10 番、村瀬敬太郎。

11 番、今長谷武和議員。

12 番、荒牧泰範議員。

○副議長（古屋 宏治） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

崎山佐穂議員と浦野雅幸議員は開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12、有効投数12、無効投数0票でございます。

有効投数のうち、古屋宏治議員11、村瀬敬太郎議員1票でございます。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1ですので3票でございます。

よって、古屋議員が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（古屋 宏治） はい、ただいま議長に当選いたしました私古屋に対し、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

高いところから失礼いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいま御推挙頂き、議長を拝命いたしました古屋宏治でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議決機関である、議会の長の責任は極めて重大であり、大変身の引き締まる思いでございます。

開かれた議会、活力のある議会に努めてまいりたいと考えております。

荒牧前議長はじめ、歴代議長各位が残された輝かしい歴史をしっかりと、受け継ぎ、議員の皆様、また、三浦町長をはじめ、執行部の皆様のお力をお借りしながら、さらなる篠栗町の発展のため、また、町民の皆様のお要望にお応えできるよう鋭意努力してまいりますので、今後とも御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

はい、ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、「副議長の選挙」の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3、選挙案第2号「篠栗町議会副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（古屋 宏治） ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に崎山佐穂議員と浦野雅幸議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票用紙に記入してください。

投票箱の点検を行います。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

はい、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（水江 靖浩） 1 番、崎山佐穂議員。

2 番、浦野雅幸議員。

3 番、吉本文枝議員。

4 番、門馬良議員。

5 番、太郎良瞳議員。

6 番、横山和輝議員。

7 番、品川静議員。

8 番、古屋宏治議員。

9 番、栗須信治議員。

10 番、村瀬敬太郎議員。

11 番、今長谷武和議員。

12 番、荒牧泰範議員。

○議長（古屋 宏治） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

崎山佐穂議員と浦野雅幸議員は開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12、有効投数 12、無効投数 0 であります。

有効投数のうち、村瀬敬太郎議員 5 票、荒牧泰範議員 4 票、栗須信治議員 2 票、品川静議員 1 票でございます。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は有効投票総数の 4 分の 1 でございますので 3 票でございます。

よって、村瀬敬太郎議員が副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（古屋 宏治） ただいま副議長に当選されました村瀬敬太郎議員に対し、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人村瀬敬太郎議員の副議長承諾とその御挨拶の発言を求めます。

○議員（村瀬 敬太郎） ただいま選挙におきまして、副議長に選任されました村瀬でございます。

このたびの荒牧議長の辞任は、私ども議員にとっても予期せぬことでございました。

後進に道を譲られるということでございましたので、これからも御指導をよろしくお願いをいたします。

これまでの御苦勞に敬意を表するものでございます。

新たに古屋議長のもと、町政の発展と住民の皆様の福祉の向上のため、誠心誠意努力をしまいる所存でございます。

また、議会が円滑かつ公正に運営されるよう、皆様との連携を大切に、円満な議会運営に努める所存でございます。

どうぞ今後とも、御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上簡単でございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） ここで暫時休憩をいたします。

常任委員会及び議会運営委員会等の件をお諮りいたしますので、全員協議会室のほうにお集まりください。執行部の皆様は待機しておいてください。

再開は13時からいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（古屋 宏治） それでは、本会議を再開いたします。

お諮りします。

「議長の常任委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに結審したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の常任委員会委員の辞任」の件を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し直ちに結審することに決定いたしました。

追加日程第4、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいま議長から通告がありましており、私が議長の代役を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

ただいま議長からその職責上の理由で常任委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件を申出のとおり、辞任を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい、異議なしと認めます。

したがって議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

○議長（古屋 宏治） お諮りします。

「議長の議会運営委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに結審をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

従いまして、「議長の議会運営委員会委員の辞任」の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに結審することに決定いたしました。

追加日程第5、「議長の議会運営委員会委員の辞任」を議題といたします。

この件については地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので副議長に議長の職務を行っていただきます。

○副議長(村瀬 敬太郎) はい、ただいま議長から職責上の理由で、議会運営委員会を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件を申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することを決定いたしました。

議長と交代いたします。

○議長(古屋 宏治) お諮りいたします。

「篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選任を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

従いまして、「篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任」の件を日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに選任を行うことに決定いたしました。

追加日程第6、「篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

総務建設常任委員会の委員については、委員会条例第5条第4項の規定によって、議長によって指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

それでは、荒牧議員を総務建設常任委員会委員に選任いたします。

お諮りいたします。

「篠栗町議会議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選任を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがって、「篠栗町議会議会運営委員会委員の選任」の件を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに選任を行うことに決定いたしました。

追加日程第7、「篠栗町議会議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、議長により指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

それでは荒牧議員を議会運営委員会委員に選任いたします。

なお、議会運営委員会の正副委員長については、委員会での協議の結果、委員長に栗須信治議員、副委員長に品川静議員が選出されました。

また、文教厚生常任委員会の正副委員長については、委員会での協議の結果、委員長に吉本文枝議員、副委員長に引き続き太郎良瞳議員が選出されましたので、御報告いたします。

日程第23、「常任委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。ここでタブレットにメールを送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑があれば受けたいと思います。

質疑はありますか。

はい、ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがございましたら許可いたします。

○町長（三浦 正） はい。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和7年第1回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「副町長の選任について」、「篠栗町監査委員の選任について」の人事案2件、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」をはじめ、条例案2件、「財産の取得について」1件、「財産の処分について」1件、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」、「町道の認定について」、「町道の路線変更について」の3件、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」2件、専決処分を含む令和6年度補正予算7件、令和7年度当初予算5件、の上程いたしました23議案に全てにつきまして可決頂きましたことに感謝申し上げます。

本定例会は、言うまでもなく令和7年度篠栗町の事業計画を御審議頂く大変重要な議会でした。

予算特別委員会の中では、様々な御議論を頂きました。

令和7年度一般会計予算の御審議において、昨年来の雨で一部崩壊が見られた篠栗北地区産業団地の彩り台恒久法面对策工事について、法面崩壊の原因をしっかりと調査するほうが先ではないかとの御意見を頂きました。

崩壊の原因については、長期間にわたる経過観察と調査で一応の結論を見た上で対策工事の設計をし、工事の予算案を提出したものでございました。

全体が大規模な造成工事でしたので、今後別の箇所で崩壊の懸念はないものか、また、当初の造成設計・施工において問題がなかったかを改めて業者に問い、然るべき回答をもらうこととした上で、可決頂きました。

今後もしっかりと造成事業内容を検証し、丁寧に御報告してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、学校教育課や健康課、上下水道課における工事予算が全体的に高いのではないかと御質問も多く頂きました。

歳出の審議における課長からの説明の際には、予算額を計上する根拠をしっかりと理論立てて説明し、議員各位の御理解を得られるよう、今後とも指導してまいりたいと考えます。

歳入においては、寄附金の予算額4億円について、これは、ふるさと納税寄附金の減額案でしたが、昨年度の予算から約3億6,200万円減額した予算としております。

篠栗町としては、令和7年度以降もふるさと納税寄附金事業をしっかりと攻めの姿勢で継続して取り組んでいくことで、これからの大事な財源として継続的に確保できるよう努めたいと考えております。

今後とも議会の皆様におかれましては、建設的な御意見を頂ければありがたいと考えます。

引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

予算特別委員会の中での御意見にもありましたように、今後は、当初予算を組むに当たっては、予算額の決定についてこれまでの以上に査定をしっかりと行い、限られた財源を有効に活用できるよう、予算編成に努めてまいります。

また、予算審議の際に頂いた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に

当たっては見直すべきところは補正案を議会にて上程させていただきました。

議会のチェックのもとに行政運営を行ってまいりたいと思います。

ただいま成立いたしました令和7年度予算に基づく事業計画を早期に実現するために、各課ともできるだけ仕事を前倒しにして取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

3月限りで退任される大塚副町長には、令和2年11月、当時副町長でありました松田秀幹氏が逝去されたことに伴い、令和3年4月から副町長に御就任頂きました。

篠栗町役場を定年退職後、福岡県介護保険広域連合粕屋支部事務長を経て、糟屋郡自治会館の事務局次長職として、糟屋地区全体の取りまとめをお願いしておりましたが、御無理をお願いして副町長を引受けていただきました。

篠栗町役場での長い職員としての御経験と、職員を取りまとめる統率力に幾度となく助けていただきました。

改めて感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

そして御苦労さまでございました。

今後は、本定例会で選任頂きました、田村新副町長と力を合わせて職員の組織力をさらに高め、行政運営に邁進してまいります。

大塚副町長には今後も篠栗町の発展のために何かとお力を賜ることがあろうかと存じますが、その折には何卒よろしくお願いいたします。

佐伯監査事務局長も本年3月をもって退任されます。

新設の監査事務局において、石内監査委員、今長谷監査委員と職員とのパイプ役をしっかりと行っていたいただき、局の体制づくりに御尽力頂きました。

誠にありがとうございました。

また、先ほど荒牧議長が、議長職はできるだけ多くの議員の方々に経験させたほうが良いとの御英断から、後進に道を譲るとして御退任されました。

振り返れば、私の5期20年間のうち大半が今泉議長と阿部議長のお2人に支えていただき行政運営に当たりましたが、様々な行政課題を解決する際に、議長が何とかしてくれるだろうと私自身頼り切ってしまう場面が幾度かありました。

荒牧議長の御就任によって、法に基づく議会運営を大前提に、議会において審議すべき事案、町長の執行権者として推し進めるべき事案の御判断等、明確にお示し頂き、議会運営をスムーズに行っていただきました。

おかげで、執行部としても再度、法律・関係法令・条例等を読み直し、緊張感を持って議会に臨むことができるようになりました。

なかでも、総務建設、文教厚生の両委員会においては、担当課長がしっかりと案件の内容を理解し説明すべきと、三役は委員会審議に入らないように改善を頂きました。

それまで委員会での説明で行き詰まったときに、三役に頼っていた課長たちが、委員会での自身の言葉で説明できるよう事前準備をして臨むことになりました。

この改善は、課長職としての責任感や、事務能力の向上に大いに役立ったと考えております。

また、本会議での的確な議事進行は、地方自治法をはじめ、関係諸法律・政令、条例等の理解に基づいたもので、リアルタイムで配信している現在の篠栗町議会の進行を見守る町民の皆様にとっても、安心してその中継を見ることができるものとなり、篠栗町議会へのさらなる信頼が生まれるとともに、篠栗町の行政運営の主体である執行部に対しても、信頼感が醸成されたものと確信しております。

一部の議員の皆様しか御存じないかもしれませんが、議長には、篠栗町議会のみならず、都市圏17市町で運営する都市圏議長会や須恵町外二ヶ町清掃施設組合はじめ一部事務組合での本町選出議員の取りまとめ及び一部事務組合の方針決定、あるいは福岡県介護保険広域連合粕屋支部運営協議会など、様々なお役目を担っていただいております。

荒牧議長とともに出席しております私から見ても、寄り合い所帯の中で、ともすれば見逃しがちになる議案審議等での齟齬について、的確な御指摘を頂き、それぞれ改善がなされました。

長年の議員経験によって培われた見識によるこうした御指摘、改善に向けた御努力は称賛に値するものでございます。ありがとうございました。

この2年間、篠栗町議会のリーダーとして、あるいは私とともに篠栗町を代表として、各方面で御尽力頂き、誠にありがとうございました。

今後は、長期にわたる議員経験を大いに活かしていただき、全ての事案における御意見番として、篠栗町議会全体のさらなる発展のために、お力を賜りたいと願っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

今回誕生いたしました古屋議長・村瀬副議長での新体制におかれましても、引き続き篠栗町行政全般をチェックしていただくとともにしっかりとお支え頂き、町政の発展、篠栗町幹部職員のさらなる資質の向上に向けて御指導賜りますようお願いいたします。

最後に、議会におかれましては引き続き行政のチェック機関として、行政とともに、篠栗町の発展に導く車の両輪として御尽力賜りますようお願い申し上げまして、篠栗町議会令和7年第1回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議、誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時23分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会前議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

太郎良 瞳

篠栗町議会議員

横山 和輝
